

1. 新学習指導要領の完全実施とGIGAスクール

新学習指導要領が完全実施されました。小学校では2020年度、中学校では2021年度に完全実施、高等学校では2022年度から学年進行で実施されてきたものです。特別支援学校も同様です。新しい学習指導要領では、「情報活用能力（情報モラルを含む）」が、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられています。学習指導要領に情報活用能力が入るということは、教育現場でICTの活用が必須になるといってもあります。そしてこれは、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」にも反映されています。

「GIGAスクール構想」は、ICT技術の社会への浸透に伴って、教育現場でも先端技術の効果的な活用が求められる時代となったことを受けて推進するものです。具体的には、教育現場において児童・生徒各自がパソコンやタブレットといったICT端末を活用できるようにする取り組みのことを指します。そして、特に注目すべき点は「GIGA」という4文字にあります。「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味する言葉となっているからです。最後のAは「AI」のAで、そこには、すべての児童・生徒のためという意味が込められているということなのです。知的障害等が重度なのでICTなど使うことができないと考えるのではなく、このICTをどのように使えば、対象となる児童生徒の学びを深めることができるのかを考えることが重要となります。

2. どのような視点をもつことが重要か

令和3年度10月に文部科学省が発表した資料によると、同年7月末時点で、「全国の公立の小学校等の96.2%、中学校等の96.5%が、「全学年」または「一部の学年」で端末の利活用を開始したことがわかります。

その後、令和4年2月に発表した資料では、令和3年度内に整備完了予定の自治体等は、全体の98.5%にあたる1,785自治体にはほぼ5%しかないことから、ほぼすべての自治体で端末整備が完了したこと

ICTを活用した子供一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の在り方

香川大学教育学部 教授/香川大学バリアフリー支援室 室長/
附属坂出小学校・附属幼稚園 校園長

坂井 聡



がわかります。この数字からも令和の時代を迎えた日本の教育では、ICTの活用が当然となり、今後はますます推進されていくことが想像できるので、これらの状況を踏まえた上で、「主体的、対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、インクルーシブ教育システム構築と学びの保障についてのICT活用の方法を検討することが求められるのではないかと思います。

では、どのような視点でICTの活用を考えれば、特別支援教育と結びつけることができるでしょうか。

ここで、大切なことは、障害をICF (International Classification of Functioning, Disability and Health) の観点で考えることです。ICFは社会モデルと言われているもので、ICFでは障害がある状態は、参加できない状態や活動できない状態であると考えます。図1はICFの概念図です。活動や参加ができるようになるためには、これまでは個人因子に焦点が当てられることが多かったと思います。参加、活動できないのは本人の能力の問題なので、訓練で能力を伸ばして参加、活動できるようにしなければよいという考えです。しかし、この考え方は様々な困難が解決できないのです。例えば、車椅子ユーザーの目の前に現れた階段などがその例です。車椅子に乗った状態では、自分の力で階段を上ることはできないのです。そこには、スロープが必要だということです。つまり参加、活動できるようにするためには、環境の側を工夫し、参加、活動できるようにすることが求められるということです。参加できないか、活動できないか、求むるの、環境の側の問題があるからなのです。この視点をもつておくことができるはずです。特別支援教育におけるICT活用のアイデアを考えることができるはずは、ICTが活用できる環境を整えることで、それを活用して、参加、活動できるようにしていくためには、教育課程にICTをどのように取り入れていけばよいのかという発想ができるようになるからです。

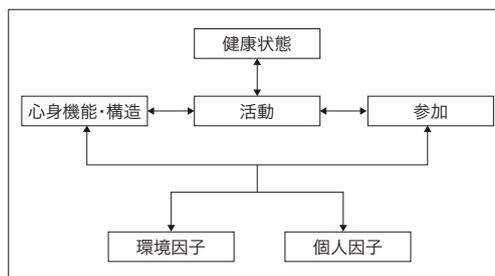


図1 ICFの概念図

3. アクセシビリティを考慮すること

アクセシビリティとは、障害のある人が、他の人と同じように物理的環境、輸送機関、情報通信及びその他の施設・サービスを利用できるようにすることを指す言葉です。ここで問題とされるのは有用性ではなく、そもそも、そのサービスや機能に到達できるか、サービスや機能によって提示される情報を取得できるかということです。

学校の授業で例を挙げてみましょう。授業に参加し活動できるようにするためには、教科書にある情報に到達できなければなりません。しかし、紙の教科書ではそこにある情報に到達できない子供がいた場合、どうやって教科書にある情報にアクセスできるようにするかを考えると、ということなのです。

これを考えたとき、デジタル教科書等のICTの活用は必要な情報にアクセスできるようにする方法として検討できるでしょう。

例えば、デジタル教科書に搭載されている文字色・背景色の変更の機能や漢字にふりがなを表示させる機能の活用は、子供によっては教科書の情報にアクセスするための方法として有効になることがあるということです。その他にもリフロー表示機能、音声読み上げ（機械音声）の機能があることで、教科書の内容にアクセスすることができるようになる子供もいると考えられます。

4. 特別支援教育におけるICT利用の二つの観点

ここまで、特別支援教育におけるICT導入の際の重要な視点について述べてきました。これらを踏まえた上で、次の視点を忘れてはなりません。一つは、教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするためのICT活用の観点。もう一つは、苦手なことが顕在化することによる学習上の困難や生活上の困難さを改善・克服するためのICT活用の観点です。

教科指導の観点からは、パソコンやタブレットを活用したデジタル教科書とデジタル教材の組み合わせやパソコンを使ったテレビ会議システムの利用が考えられます。デジタル教科書では、先に述べたように、文字色・背景色の変更の機能は、白い背景に黒の文字で書かれている教科書では読みにくいという子供には有効だと考えられます。また、漢字の

「特別支援教育におけるICT活用の視点」

〈連載テーマ①〉 ICT教育の推進

読みができない子供の場合には、ふりがなを表示させる機能は有効になります。その他にもリフロー表示機能、音声読み上げ（機械音声）の機能が活用できます。文字を読むことに困難がある子供の場合は、デジタル教科書の読み上げ機能の活用が、教科書の内容にアクセスすることを助けることになるでしょう。これらの機能は直接、教科指導の効果を高めることにつながると考えられます。

もう一つ忘れてはならないのは、障害による学習上の困難や生活上の困難を改善・克服するという観点です。特別な支援を必要とする子供たちの中には、記憶するのが苦手、書くのが苦手、話すことが苦手、読むことが苦手、聞くことが苦手等様々な困難さのある子供たちがいます。この苦手なことを改善・克服するために、ICTを活用するという視点です。知的障害のある子供たちへの指導では、視覚的な支援を活用した指導が行われるようになってきています。ICTのカメラの機能や画面に情報を表示させる機能は効果的ではありません。その場で撮影するだけで、視覚的な支援として活用することができません。そしてそれを本人が活用できるようになれば、おしゃれでかっこいいICT機器を自ら操作し、課題を解決しながら生活できるようになる可能性が考えられるのです。

5. おわりに

これまで述べてきたように、ICTの活用は、特別な支援を必要とする子供たちの本来持っている能力を引き出すことができる可能性があります。誰一人取り残すことなく、どの子供にも学びを保障することができるように、そして、学校に來ている子供たちに夢や希望を与えることができるように、ICTを活用した取り組みは今後も進化していくものと考えています。社会の側に立って子供のできないことを鍛えるという発想ではなく、子供の側に立ってこれがあればできるのではないかと考えて、誰もが取り残されることがない学校を創っていく一つの方法としてICTの活用を考えることが大切なのではないかと思えます。

参考

https://www.next.go.jp/a_menu/other/mext_00921.html